

## 稚内市地域防災計画（修正案）に関するパブリックコメントの実施結果について

○募集期間 平成27年1月23日（金）～平成27年2月6日（金）

○意見提出者 1名

○意見件数 3件

①防災拠点の適正な配置と整備について

②緊急指定避難場所の整備について

③指定避難場所の整備について

### 【ご意見内容及び市の回答】

#### ①防災拠点の適正な配置と整備について

ご意見内容	市の回答
<p>稚内市都市計画マスタープランのパブリックコメントの中に記載があったが、防災拠点の整備については本計画で定められるとなっている。現在の市役所は、土砂災害警戒区域に立地している。</p> <p>また、消防分団の内、第1分団は同じく土砂災害警戒区域にあり、第2分団は海拔の低い海岸線に有り、津波による浸水域に立地している。災害対応を行う部署が被災してしまう可能性が高い場所に立地していることは好ましくないと考える。災害対策を指揮できる防災拠点の整備について、本計画書には触れられていない。東日本大震災の南三陸町の例もあるので、被災を受けない場所に設置整備するのが望ましいのでは。</p>	<p>現状の防災拠点につきましては市役所が拠点となっておりますが、防災拠点として適正に機能が發揮できる拠点の整備が重要と考えておりますので、今回修正する計画には、公共施設の予防対策として計画的に耐震性や防災機能の確保を図るよう記載しております。</p> <p>また、防災拠点につきましては、想定される災害被害の恐れのない場所に設置することが重要です。今現在、旧稚内商工高等学校の実習棟の一部を、災害時の防災拠点として整備を進めており、今後どのような機能まで整備を進めていくか詳細等は、防災関係機関と検討しております。</p> <p>次に、第1分団及び第2分団の立地環境につきましては、それぞれ土砂災害警戒区域や津波の浸水域となっておりますので、今後、分団の設置につきましては、稚内地区消防事務組合消防本部で検討がされることとなります。</p>

#### ②緊急指定避難場所の整備について

ご意見内容	市の回答
<p>津波にかかわる緊急指定避難場所について、裏山の記載があるが、そこまでの通路が確保されていない。夏期は笹や雑草が生い茂り、冬期は除雪もされておらず、道々に表示はある。緊急指定避難場所までの階段やスロープ（できれば全天候型で屋根付き）の整備について計画していないのか。</p>	<p>津波の一時避難場所となっている指定緊急避難場所については、夏期は町内会の方やボランティアによる草刈を行っており、冬期については階段及びスロープの除雪を行っております。ご提案の全天候型屋根付きスロープについての検討はしておりません。</p>

### ③指定避難所の整備について

ご意見内容	市の回答
<p>地震にかかわる指定避難所について、一部、小学校や中学校が指定されていないのは、耐震に問題があると考えられる。児童・生徒が授業中に地震が発生した場合、多くの被災者が出る可能性があるが、学校等の公共施設の耐震化については本計画書では記載しないのか。</p>	<p>指定避難所の多くは小中学校を指定していますが、この指定につきましては、耐震基準を満たしている場所を指定しており、耐震化につきましては、所管している教育委員会で計画的に耐震補強を行うことになっています。本計画には、公共施設の予防対策として計画的に耐震性や防災機能の確保を図るよう記載しておりますが、各々の建物の耐震化計画は記載していません。耐震性が満たされた学校等については、順次指定をしていく事となります。</p>